

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たる日は、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 字の区域の変更(三件) (地方課)
- 字の区域の変更等(四件) (〃)
- 土地改良法による換地処分(六件) (農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する第五十四条第四項の規定による平岡地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成元年十二月二十八日現在の地番による。)

大字平岡字西ノ  
谷

大字平岡字西ノ谷のうち一六一の一の一部、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六四の一、一六五の一、一六五の四以外の区域

大字平岡字下宝  
ヶ瀬

大字平岡字西ノ谷一六一の一の一部、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六四の一、一六五の一、一六五の四  
大字平岡字下宝ヶ瀬の全域

### 鳥取県告示第三百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（平成元年十月二十七日現在の地番による。）

中高字上谷田

中高字上谷田のうち二〇八の二以外の区域

中高字下谷田

中高字上谷田二〇八の二  
中高字下谷田の全域

鳥取県告示第三百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する第五十四条第四項の規定による高橋地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（平成元年十一月二十四日現在の地番による。）

高橋字和田

高橋字和田の全域  
高橋字大ブケ六九四の五、六九四の六、六九八から七〇〇まで、一三五二の二及びこれらと一体をなす国有地  
高橋字東丸山七〇三

高橋字腰廻り

高橋字腰廻りの全域  
高橋字大神祇一一八九の二及びこれと一体をなす国有地並びに一一八四、一一八五、一一八七の一、一一八八と一体をなす国有地  
高橋字向山六四五の二、六四五の三、六五一の一、六五一の二、六五一の五から六五一の八まで

高橋字大神祇

高橋字大神祇のうち二〇二、一一八九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一九三の一、二〇八、一一八四、一一八五、一一八七の一、一一八八、一九九八と一体をなす国有地の一部以外の区域

高橋字西向田

高橋字大神祇二〇二及び一九三の二、二〇二、二〇八、一九八と一体をなす国有地の一部  
高橋字西向田の全域  
高橋字杉ノ木二三一の三及び二三一の一から二三一の三まで、二四〇の二と一体をなす国有地の一部  
高橋字上杉ノ木三二三の四、三一五の四及び三一四、三一五の一から三一五の四までと一体をなす国有地の一部  
高橋字向山六二八の三

高橋字杉ノ木

高橋字杉ノ木のうち二三一の三及び二三一の一から二三一の三まで、二四〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

高橋字上杉ノ木

高橋字上杉ノ木のうち三一三の四、三一五の四及び三一四、三一五の一から三一五の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域

高橋字上向田

高橋字上向田のうち四〇六の二の一部、四〇六の四、四〇六の五の一部、一一三九の三、一一五七の一部、一二五八



鳥取県告示第三百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による恩志地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成元年七月二十日現在の地番による。）
大字恩志字日尻鼻	大字恩志字日尻鼻のうち三六五の一、三六五の二、三六六の一、三六六の二、三六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字恩志字中瀬	大字恩志字中瀬のうち四二八の一、四二八の二、四二九の一、四二九の二、四三〇の一、四三〇の二、四三一から四三七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字恩志字飯部口	大字恩志字西丁田四二七の二の一部、四二七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字恩志字中瀬四二八の一、四二八の二、四二九の一、四二九の二、四三〇の一、四三〇の二、四三一から四三七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字恩志字飯部口のうち四四二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字恩志字川卷	大字恩志字町田五六二の二の一部、五六二の九の一部、五六三の二の一部、五六四の一部、五六七の二の一部、五六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字恩志字川卷	大字恩志字川卷のうち五二六の一部、五二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一二、五一八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字恩志字斧碓	大字恩志字斧碓のうち五二八の二の一部、五二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字恩志字六郎谷口	大字恩志字中瀬四三六と一体をなす国有地の一部 大字恩志字飯部口四四二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字恩志字川卷の全域 大字恩志字川卷五二六の一部、五二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一二、五一八の二と一体をなす国有地の一部 大字恩志字斧碓五二八の二の一部、五二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字恩志字六郎谷口の全域 大字恩志字鉢巻九〇一の一部 大字恩志字六郎谷九〇二の二の一部、九〇八の一部
大字恩志字町田	大字恩志字日尻鼻三六五の一、三六五の二、三六六の一、三六六の二、三六八及びこれらと一体をなす国有地 大字恩志字西丁田のうち四二七の二の一部、四二七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字恩志字町田のうち五六二の二の一部、五六二の九の一部、五六三の二の一部、五六四の一部、五六七の二の一部、五六八の二の一部、五六九の二の一部、五六九の四の一部、

<p>大字恩志字醫定寺</p>	<p>五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六八の一から五六八の六まで、五七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域        大字恩志字醫定寺五七二の一部、五七三、五七三の一、五七四、五七四の一、五七五、五七五の一、五七六、五七七、五七七の一、五七七の二、五七九、五八一の一から五八一の五まで、五八二の一部、五九四の一部、五九五の一部、五九五の一及びこれらと一体をなす国有地        大字恩志字岩山下九三九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字恩志字砂田</p>	<p>大字恩志字醫定寺のうち五七二、五七三、五七三の一、五七四、五七四の一、五七五、五七五の一、五七六、五七七、五七七の一、五七七の二、五七九、五八一の一から五八一の五まで、五八二の一部、五九四、五九五、五九五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字恩志字醫定寺五七二の一部、五九四の一部、五九五の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字恩志字砂田のうち五九七の一部、五九七の一から五九七の六までの一部、五九八の一部、五九八の二の一部、六〇三の一、六〇三の二の一部、六〇五の一部、六〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字恩志字河原田六四一の一部、六四一の一の一部、六四三の一部、六四四、六四四の一、六四五、六四六、六四六の一、六四七、六四八の一、六五八の一部、六五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字恩志字古屋敷六四九の一、六四九の三、六四九の四、六五〇の一、六五〇の三、六五〇の四、六五一の一、六五二の一、六五二の三、六五三の一、六五三の三の一部、六五三の四から六五三の七まで、六五四の一部、六五四の一、六五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字恩志字岡崎六五六の一の一部、六五七の一部及びこれ</p>

<p>大字恩志字熊ヶ坪</p>	<p>らと一体をなす国有地並びに七〇八の三と一体をなす国有地の一部        大字恩志字町田五六九の一の一部、五六九の四の一部、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六八の一から五六八の六まで、五七〇と一体をなす国有地の一部        大字恩志字醫定寺五七二の一部        大字恩志字砂田五九七の一部、五九七の一から五九七の六までの一部、五九八の一の一部、五九八の二の一部、六〇三の一、六〇三の二の一部、六〇五の一部、六〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字恩志字熊ヶ坪の全域        大字恩志字五社ノ宮六二五、六二五の一、六二五の二、六二六から六二八まで、六二九の一、六二九の三の一部、六三五の一部、六三六の一部、六三七、六三八の一、六三八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部        大字恩志字河原田六三九、六四〇、六四〇の一から六四〇の三まで、六四一の一部、六四一の一の一部、六四二、六四三の一部、六五八の一部、六五八の一の一部、六六六及びこれらと一体をなす国有地        大字恩志字繪下土居六五九の二の一部及びこれと一体をなす国有地        大字恩志字岡崎六五七の一部及びこれと一体をなす国有地        大字恩志字背戸田六六七の一部及びこれと一体をなす国有地        大字恩志字鉢巻八九六の一部、八九六の二の一部</p>
<p>大字恩志字五社ノ宮</p>	<p>大字恩志字五社ノ宮のうち六二五、六二五の一、六二五の二、六二六から六二八まで、六二九の一、六二九の三の一部、六三五の一部、六三六の一部、六三七、六三八の一、六三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字恩志字河原</p>	<p>大字恩志字河原田のうち六三九、六四〇、六四〇の一から</p>

田	大字恩志字古屋敷	大字恩志字繪下土居	大字恩志字岡崎	大字恩志字下柳河原
<p>六四〇の三まで、六四一、六四二の一、六四二から六四四まで、六四四の一、六四五、六四六、六四六の一、六四七、六四八の一、六五八、六五八の一、六六六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字恩志字古屋敷のうち六四九の一、六四九の三、六四九の四、六五〇の一、六五〇の三、六五〇の四、六五一の一、六五二の一、六五二の三、六五三の一、六五三の三から六五三の七まで、六五四、六五四の一から六五四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字恩志字繪下土居のうち六五九の一、六五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字恩志字五社ノ宮六三八の一と一体をなす国有地の一部          大字恩志字古屋敷六五三の三の一部、六五四の一部、六五四の二の一部、六五四の三及びこれらと一体をなす国有地          大字恩志字繪下土居六五九の一、六五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字恩志字背戸田のうち六六七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域          大字恩志字岡崎のうち六五六の一の一部、六五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字恩志字下柳河原六八九、六九二から六九四まで、七〇九の一、七〇九の四、七一〇の一、七一〇の六、七一一の一、七一一の二、七一一の三、七一一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七〇九の二、七〇九の五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字恩志字下柳河原のうち六八九、六九二から六九四まで、七〇九の一、七〇九の四、七一〇の一、七一〇の六、七一一の一、七一一の二、七一一の三、七一一の四及びこれらと</p>

<p>大字恩志字鉢巻</p> <p>大字恩志字鉢巻のうち八九六の一部、八九六の一の一部、八九六の二の一部、八九八の一部、九〇一の一部以外の区域</p>	<p>大字恩志字六郎谷</p> <p>大字恩志字六郎谷のうち九〇二の一の一部、九〇八の一部以外の区域</p>	<p>大字恩志字岩山下</p> <p>大字恩志字岩山下のうち九三九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>大字恩志字西丁田、大字恩志字川巻口、大字恩志字背戸田</p>	<p><b>鳥取県告示第三百二十一号</b></p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九百十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野上西地区矢戸工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成二年三月二十三日</p> <p>鳥取県知事 西尾 邑次</p>
-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

矢戸字大ブケ	矢戸字佐右衛門田	矢戸字生山田	矢戸字田中廻	矢戸字矢戸奥	矢戸字猪谷尻	矢戸字大入坂口 大谷分レノ下タ	矢戸字奥田	区域を変更する 字の名称	
矢戸字大ブケの全域 矢戸字奥市田の全域	矢戸字佐右衛門田のうち六三六の一、六三六の三、六三七、六三八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	矢戸字生山田のうち六二九の一、六三〇から六三二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	矢戸字田中廻のうち六二三の一部、六二四の一の一部、六二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二二の一、六二二の四と一体をなす国有地の一部以外の区域	矢戸字矢戸奥のうち三五九から三六一までの一部、三七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	矢戸字猪谷尻の全域 矢戸字矢戸奥三五九から三六一までの一部、三七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	矢戸字奥田二五〇の二の一部 矢戸字大入坂口大谷分レノ下タのうち二五六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	同上の区域(平成元年八月二十二日現在の地番による。)		
矢戸字牛王田									
矢戸字上江紺屋六八七の三、六八八、六八九、六九〇の一、六九〇の二、六九一の一、六九一の二と一体をなす国有地の一部	矢戸字屋敷田の全域 矢戸字経塚六八〇、六八一の一、六八三の一、六八三の五及びこれらと一体をなす国有地の一部	矢戸字牛王田のうち六六五、六六六、六六七の一部、六六九の一部、六七〇の一部、六七二の二の一部、六七二の二の一部、六七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	矢戸字佐右衛門田六三六の一の一部、六三六の三の一部、六三七の一部及びこれらと一体をなす国有地	矢戸字田中廻六二三の一部、六二四の一の一部、六二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二二の一、六二二の四と一体をなす国有地の一部	矢戸字渡上り九七一の二から九七一の三までの一部、九七二、九七三の一部、九七五の二の一部、九七五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	矢戸字御蔵廻九六九の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	矢戸字牛王田六六五、六六六、六六七の一部、六六九の一部、六七〇の一部、六七二の二の一部、六七二の二の一部、六七四の一部及びこれらと一体をなす国有地	矢戸字上江紺屋六九一の二と一体をなす国有地の一部 矢戸字原田七二〇の二、七二一の一、七二一の二、七二二の二、七二二の二、七二四の二、七二六の二、七二六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七二〇の二と一体をなす国有地の一部	

矢戸字経塚	矢戸字経塚のうち六八〇、六八一の一、六八三の一、六八三の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
矢戸字上江紺屋	矢戸字上江紺屋のうち六八七の三、六八八、六八九、六九〇の一、六九〇の二、六九一の一、六九一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
矢戸字原田	矢戸字原田のうち七二〇の二、七一一の一、七一一の二、七二二の一、七二二の二、七二四の二、七二六の二、七二六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七二〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
矢戸字蔵島	矢戸字蔵島のうち七二七の二、七二八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
矢戸字塔田	矢戸字塔田の全域 矢戸字三本杉八七四の五の一部 矢戸字尻塔田八八六の一の一部及びこれと一体をなす国有地
矢戸字三本杉	矢戸字三本杉のうち八七四の四、八七四の五以外の区域
矢戸字尻塔田	矢戸字三本杉八七四の四、八七四の五の一部 矢戸字尻塔田のうち八八六の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 矢戸字ソネ田九一五の二、九一七の三及び九一五の二、九一六と一体をなす国有地の一部
矢戸字ソネ田	矢戸字ソネ田のうち九一五の二、九一七の三及び九一五の二、九一六と一体をなす国有地の一部以外の区域
矢戸字ヒヤケ田	矢戸字ヒヤケ田のうち九二七から九三〇までの一部、九三一、九三二、九三三から九三五までの一部、九三六の三の一部、九三七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 矢戸字大前九八六の五
矢戸字小フケ田	矢戸字ヒヤケ田九三三から九三五までの一部、九三六の三の一部、九三七の三及びこれらと一体をなす国有地 矢戸字小フケ田のうち九四六の一の一部、九五〇、九五一の一部、九五二の一部、九五三、九五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
矢戸字御蔵廻	矢戸字御蔵廻のうち九六二の三、九六九の二、九七〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
矢戸字渡上り	矢戸字小フケ田九五二の一部、九五三、九五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 矢戸字御蔵廻九六二の三、九六九の二の一部、九七〇及びこれらと一体をなす国有地 矢戸字渡上りのうち九七一の一から九七一の三までの一部、九七二、九七三の一部、九七五の二の一部、九七五の三の一部、九七七の一部、九七八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 矢戸字下井手下九七九の一部、九八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
矢戸字上へ井手下タ	矢戸字ヒヤケ田九二七から九三〇までの一部、九三一、九三二、九三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 矢戸字小フケ田九四六の一の一部、九五〇、九五一の一部、九五二の一部、九五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地



矢戸字渡上り九七七の一部、九七八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七五の一と一体をなす国有地の一部  
 矢戸字下井手下タのうち九七九の一部、九八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
 矢戸字上へ井手下タの全域

矢戸字大前  
 矢戸字大前のうち九八六の五以外の区域  
 矢戸字杉ノ本一〇〇六の一、一〇〇七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部

矢戸字杉ノ本  
 矢戸字杉ノ本のうち一〇〇六の一、一〇〇七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

矢戸字牛瀬  
 矢戸字牛瀬のうち一〇二九、一〇三〇、一〇三二の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

矢戸字下タ牛瀬  
 矢戸字牛瀬一〇二九、一〇三〇、一〇三二の七及びこれらと一体をなす国有地  
 矢戸字下タ牛瀬の全域

廃止する字の名称  
 矢戸字與市田、矢戸字屋敷田、矢戸字下井手下タ

鳥取県告示第三百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による立石地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。  
 平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成元年十一月六日現在の地番による。）

印賀字立石山

印賀字立石山のうち五九〇の五八、五九一の二、五九二の六八から五九二の七〇まで及び五九二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

印賀字新田下モ堀

印賀字立石山五九一の二、五九二の七〇の一部  
 印賀字新田下モ堀のうち六〇四の一部、六〇五の一部、六〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域

印賀字新田上ミ堀六二四の一部、六二五の一の一部  
 印賀字古屋敷七〇八の三と一体をなす国有地の一部

印賀字新田上ミ堀

印賀字立石山五九二の一と一体をなす国有地の一部  
 印賀字新田下モ堀六〇四の一部、六〇五の一部、六一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇六と一体をなす国有地の一部  
 印賀字新田上ミ堀のうち六二四の一部、六二五の一の一部以外の区域

印賀字横ヶ原六三七の二、六三九の三

印賀字横ヶ原

印賀字横ヶ原のうち六三七の二、六三九の三以外の区域

<p>印賀字桃ノ木谷尻リ</p>	<p>印賀字立石山五九〇の五八          印賀字桃ノ木谷尻リのうち六五九から六六二までの一部、六六三の一部、六六三の二の一部、六七五の一部、六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          印賀字立石六八二の二から六八二の四まで          印賀字堂ノ奥谷ヨリ上ミ六八三、六八四の一、六八四の二、六八五、六八六、六八七の一、六八七の二、六八七の三の一部、六八八から六九〇までの一部          印賀字前田七〇五の一部及びこれと一体をなす国有地          印賀字松ノ前七〇六の一部及び七〇六の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>印賀字立石</p>	<p>印賀字立石のうち六八二の二から六八二の四まで以外の区域</p>
<p>印賀字堂ノ奥谷ヨリ上ミ</p>	<p>印賀字堂ノ奥谷ヨリ上ミのうち六八三、六八四の一、六八四の二、六八五、六八六、六八七の一、六八七の二、六八七の三の一部、六八八の一部、六八九、六九〇の一部、六九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          印賀字下モ前田七〇四の一から七〇四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇四の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>印賀字前田</p>	<p>印賀字桃ノ木谷尻リ六七五の一部、六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地          印賀字堂ノ奥谷ヨリ上ミ六八八から六九一までの一部及びこれらと一体をなす国有地          印賀字下モ前田七〇四の一から七〇四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地          印賀字前田のうち七〇五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域          印賀字松ノ前七〇六の一部、七〇六の七の一部</p>

<p>印賀字松ノ前</p>	<p>印賀字桃ノ木谷尻リ六五九から六六二までの一部、六六三の一部、六六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地          印賀字松ノ前のうち七〇六の一部、七〇六の七の一部及び七〇六の一と一体をなす国有地以外の区域          印賀字古屋敷七〇八の二、七〇八の三、七一五の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>印賀字古屋敷</p>	<p>印賀字立石山五九二の六九、五九二の七〇の一部          印賀字古屋敷のうち七〇八の二、七〇八の三、七一五の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>印賀字川原田</p>	<p>印賀字立石山五九二の六八          印賀字下モ前田七〇四の二から七〇四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          印賀字川原田の全域</p>
<p>印賀字才ノ峠尻川端上ミ堀</p>	<p>印賀字才ノ峠尻川端上ミ堀のうち七二七の四、七二七の六、七二七の九及び七三一、七三二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>印賀字才ノ峠尻川端下モ堀</p>	<p>印賀字才ノ峠尻川端上ミ堀七三一、七三二と一体をなす国有地の一部          印賀字才ノ峠尻川端下モ堀のうち八〇四の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域          印賀字才ノ峠八一六の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>印賀字才ノ峠</p>	<p>印賀字才ノ峠尻川端上ミ堀七二七の四、七二七の六、七二七の九          印賀字才ノ峠尻川端下モ堀八〇四の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

体をなす国有地  
印賀字才ノ峠のうち八二六の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

印賀字下モ前田

鳥取県告示第三百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎（漆原）地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成元年十二月八日現在の地番による。）

本郷字 檜谷尻

本郷字 檜谷尻のうち四五の一部以外の区域

本郷字宮ノ下モ

本郷字 檜谷尻四五の一部

本郷字宮ノ下モの全域  
本郷字往来辺七二の一部、八四の一部、九〇及び九〇と一

体をなす国有地の一部

本郷字往来辺のうち七二の一部、七三の一部、八四の一部、九〇及び九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域

本郷字氏神ノ上

本郷字往来辺七三の一部  
本郷字氏神ノ上<sup>ミ</sup>の全域  
本郷字出口川辺二八二の一、二八三の一、二八三の四、二八九の二の一部、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九〇と一体をなす国有地の一部

本郷字田代

本郷字田代のうち一八六の一の一部、一八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一八七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域  
本郷字繩手ノ上二二五の一、二二八、二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二六の四、二二七と一体をなす国有地の一部  
本郷字山ノ神西平ラ二二〇の一、二三一、二二二及びこれらと一体をなす国有地  
本郷字出口行岸ノ下モ三二六の一  
本郷字大谷畑三一八の六の一部、三一八の七の一部

本郷字繩手ノ上

本郷字繩手ノ上のうち二二五の一、二二八から二二〇まで、二二三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二六の四、二二七、二二二と一体をなす国有地の一部以外の区域

本郷字山ノ神西平ラ

本郷字繩手ノ上二一九の一部、二二〇、二二三及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二と一体をなす国有地の一部以外の区域  
本郷字山ノ神西平ラのうち二二〇の一部、二三一、二二二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>本郷字出口川辺</p>	<p>本郷字出口川辺のうち二八二の一、二八三の一、二八三の四、二八九の二の一部、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>本郷字出口行岸ノ下モ</p>	<p>本郷字出口行岸ノ下モのうち三一六の一以外の区域</p>
<p>本郷字大谷畑</p>	<p>本郷字田代一八六の一の一部、一八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一八七の二と一体をなす国有地の一部 本郷字大谷畑のうち三一八の六の一部、三一八の七の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡淀江町大字西尾原八三一岩垣開三ほか十一人の者が共同（平岡地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る平岡地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡中山町高橋一五三天島清憲ほか二十人の者が共同（高橋地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る高橋地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る恩志地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事

業に係る日野上西地区矢戸工区の換地処分をした旨の届出があったので、  
同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により  
告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百二十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において  
準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事  
業に係る立石地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六  
条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百二十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において  
準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事  
業に係る下榎（漆原）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法  
第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示  
する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次